内容評価項目

愛媛県福祉サービス第三者評価基準

「評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点」

【児童自立支援施設版】

令和7年9月19日改定

愛媛県保健福祉部保健福祉課

目 次

A-1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた支援	1
A-1-(1) こどもの権利擁護	1
A① A-1-(1)-① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	1
A② A-1-(1)-② こどもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施	包
している。	3
A③ A-1-(1)-③ こどもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明	月
している。	5
A-1-(2)被措置児童等虐待の防止等'	7
A④ A-1-(2)-① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでし	۱,
る。'	7
A-1-(3) こどもの主体性、自律性を尊重した日常生活	9
A⑤ A-1-(3)-① こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支持	爰
している。	9
A-1-(4)支援の継続性とアフターケア1	1
A⑥ A-1-(4)-① こどもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行って	C
いる。1	1
A-2 支援の質の確保13	
A-2-(1) 支援の基本1	3
A⑦ A-2-(1)-① こどもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っ	ン
ている。1	3
$A \otimes A - 2 - (1) - ②$ こどもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育ててい	۱,
გ 。1!	5
A⑨ A−2−(1)−③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。1	7
A-2-(2)食生活19	9
A⑩ A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な西	2
慮を行っている。19	9
A-2-(3) 日常生活等の支援2	1
A⑪ A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得	寻
できるよう支援している。2	1
A⑫ A-2-(3)-② 居室等施設全体が、こどもの居場所となるように、安全性、快適さ、あ	ち
たたかさなどに配慮したものにしている。23	3
A③ A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。 2!	5
A-2-(4) 健康管理2'	7
A⑭ A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理	里
するとともに、異常がある場合は適切に対応している。2'	7

A 15	A-2	-(4)-②	身体の健康(清潔、病気等)や安全に	ついて自己管理ができるよう支
援して	ている。			29
A-2	2-(5)	性に関する	3教育	
A(6)	A-2-	-(5)-①	 性に関する教育の機会を設けている。	31
A-2	2-(6)	行動上の	問題に対しての対応	33
A①	A-2	-(6)-①	施設内のこども間の暴力、いじめ、差	別などが生じないよう徹底して
いる。)			33
A®	A-2-	-(6)-2	こどもの行動上の問題に適切に対応し	Jている。35
A-2	2-(7)	心理的ケス	<u> </u>	37
A19	A-2-	-(7)-①	必要なこどもに対して心理的な支援を	を行っている。37
A-2	2-(8)	学校教育、	学習支援等	39
A20	A-2	-(8)- 	施設と学校の緊密な連携のもとこと	ごもに学校教育を保障している。
				39
A21)	A-2	-(8)-2	学習環境を整備し、個々の学力等に	応じた学習支援を行っている。
				41
A@	A-2	-(8)-3	作業支援、職場実習や職場体験等の	機会を通して自立に向けた支援
に取り	り組んて	::いる。		43
A 23	A-2-	-(8)-④	進路を自己決定できるよう支援してい	៶៶ៜ៰45
A-2	2-(9)	親子関係	の再構築支援等	47
A@	A-2-	-(9)-①	親子関係再構築等のため、家族へのっ	支援に積極的に取り組んでいる。
				47
A-2	2-(10	通所によ	る支援	
A25	A-2-	-(10) <i>-</i> ①	 地域のこどもに対する通所による	支援を行っている。50

A-1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

A-1-(1) こどもの権利擁護

A① A−1−(1)−① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a)こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b)こどもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
- c)こどもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。

評価の着眼点

□こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
□こどもに権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた支援が実施されている。
□権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
□権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
□こどもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。

(1)目的

○本評価基準では、こどもの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する 権利」等を保障するため、こども自身を権利主体として尊重した支援への取組を評価 します。

(2)趣旨·解説

- ○自分から声を上げられないこどもの権利を保障するための取組は重要です。
- ○こどもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。
- ○また、こどもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援 が確実に行われなければなりません。
- ○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の 防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵 害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。
- ○社会的養護関係施設では、こどもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所しているこどもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。
- ○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。
- ○権利擁護の観点から、こどもの意見表明の機会を確保していくことは重要です。令和 4年度児童福祉法改正により、こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者(意見表明等支援員)がこどもの意見表明を支援する事業(意見表明等支援事業)が都道府県の事業として位置付けられました。このような事業を活用しこどもの意見表明を支援していくことが重要です。

- ○こどもの権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- ○こどもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須と される事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。
- ○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価 受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- ○こどもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共 通評価基準「I −1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。
- 〇こどもの権利条約では、こどもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は 個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされな ければなりません。

A② A-1-(1)-② こどもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に 実施している。

【判断基準】

- a)こどもの行動制限等については、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。
- b)こどもの行動制限等については、その最善の利益になる場合にのみ実施しているが、体制等が十分ではない。
- c)こどもの行動制限等が適切に実施されていない。

□施設として、こどもの行動制限等についての規程やルール、マニュアル等を定めている。
□こどもの行動制限等は、規程やルール、マニュアル等に即して行われている。
□規程やルール、マニュアル等を定期的に検証し、必要な場合には見直しを行っている。
□こどもの行動制限等について、職員間で検証・検討する場を設ける等により理解の共 通化やより良い対応に向けた取組を行っている。

(1)目的

○本評価基準では、こどもの安全を確保する等の理由により、やむを得ずこどもの行動 制限等をする等の場合の施設の取組を評価します。

(2)趣旨·解説

- ○本評価基準でいう「行動制限等」とは、一定期間、他のこどもたちと異なる日課による 個別的な支援を行うこと、とします。(例:特別支援日課等)
- ○一定期間、他のこどもたちと異なる日課による個別的な支援が必要になる場合に、その内容や予定する期間等については、施設で定める規程やルール、マニュアルのもとで行われることが必要です。
- ○規程やルール、マニュアルには、行動制限等を行う場合の基準や決裁手続、実施期間 中の留意事項、実施後の報告・検証の方法を定めておく必要があります。
 - ・どのような行為をした場合に、どのような内容でどの程度の期間個別的な支援を 行うか
 - ・個別的な支援を行う際の手続き(決裁)について
 - ・実施中の留意事項(記録等)
 - ・実施後の報告、検証
- ○実施後は、その効果等について実施報告書を作成する等を含め検証することが求め られます。

(3)評価の留意点

○こどもの行動制限等を行う場合、その内容や期間などがこどもの最善の利益の観点 から適当であり、恣意的に行われるものではないことを確認します。 <u>A③ A−1−(1)−③ こどもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく</u> <u>説明している。</u>

【判断基準】

- a)こどもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。
- b)こどもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが十分ではない。
- c)こどもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明していない。

□定期的に全体の場で権利についての理解を深めるようにこどもたちに説明している。
□日常生活の中で起こる出来事を通じて、こどもの自身や他者の権利について正しい 理解につながるよう努めている。
□権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利についてわかりやすく随時説明している。
口こどもの状態に応じて、権利と責任の関係について理解できるように説明している。
□年齢に配慮した説明を工夫している。(例えば高校生、中学生、小学生などに分けた説明の機会)
□定期的に職員研修として、こどもの権利に関する学習機会を持っている。

(1)目的

○本評価基準では、こどもが、自己や他者の権利について正しく理解できるようにする ための取組状況について評価を行います。

(2)趣旨·解説

- ○子どもの権利条約でこどもの権利(生きる・育つ・守られる・参加する権利)が定められおり、施設全体でこどもの権利を十分に理解するためのマニュアル等の整備、研修機会の確保が必要です。
- ○こどもが自己肯定感を高めて成長していくためにも、こどもが自分の持っている権利 について理解していることが必要です。
- ○職員は、日常生活の中でこどもの権利について話し合う機会を持つなど、権利について日頃から職員が互いに意識しながら支援することが必要です。
- ○こどもに対しても、権利ノートなどを活用し、発達段階に合わせた説明が求められます。その際、権利には「権利」と「責任」があることも併せて伝え自己理解や他者への理解を促すことも求められます。
- ○こどもが困った時に施設内だけではなく、外部機関などへ相談できる苦情解決のシ ステムや意見箱により権利が守られることを知らせることも重要です。

- ○職員が日常的にケアの視点として、こどもの権利を尊重していることが分かる取組を 具体的に確認します。
- ○こどもの状態に応じて、権利と義務・責任の関係についてこどもが理解できるように 説明し、話し合う機会が持たれているか確認します。
- ○不適切な養育を受けたこどもは、権利について意識することが少ない状況に置かれる傾向にあるため、特に配慮が必要であり、そのための取組を確認します。
- ○日常生活のかかわりを通じて、自己や他者の権利について理解を深めるかかわりに ついて具体的に確認します。

A-1-(2)被措置児童等虐待の防止等

▲④ A-1-(2)-① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a)不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b)不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c)不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

□不適切なかかわりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。
□会議等で取り上げる等により不適切なかかわりが行われていないことを確認してい る。
□不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行ってい る。
□不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、こどもに周知している。
□不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。
□被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで 職員に周知・理解をはかっている。

(1)目的

○本評価基準では、施設においてこどもの人格を辱めるような行為を含め、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

(2)趣旨·解説

- ○施設は、こどもへの不適切なかかわりを防止するために定期的に施設全体で研修等 を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。
- ○研修等においては、不適切なかかわりの具体的な例を示して職員にその防止を徹底 するとともに、実際に行われていないことを施設として確認していることが必要で す。
- ○また、不適切なかかわり防止の視点から、ヒヤリハット事例の蓄積と活用、職員体制 (配置や担当の見直し等)の検討等を行うことも大切な取組です。
- ○不適切なかかわりの具体例を示し、こどもが自分自身を守るための知識、具体的方法 を学習するための機会を設けていること、また、こどもからの訴えを受け止める体制 整備等も求められます。
- ○不適切なかかわりがあった場合、発見した職員やこどもの対応を含めてその報告や 記録等に関する施設としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応がはかられ ていることが必要です。
- ○なお、被措置児童等虐待の届出・通告などについて、施設長はもとより全職員が熟知 するともに、こどもに対しても届出・通告制度があることの説明を行うことが求められます。

- ○日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対 策を講じている具体的な内容を確認します。
- ○こども間の暴力等を放置することも不適切なかかわりであり、防止するための取組を 確認します。

A-1-(3) こどもの主体性、自律性を尊重した日常生活

A⑤ A-1-(3)-① こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう 支援している。

【判断基準】

- a)こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。
- b)こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、 十分ではない。
- c)こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない。

- □こども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動を実施している。
- □こどもたちが施設の行事・余暇活動の企画・運営等にかかわることができる。
- □こどもが生活上の問題や課題について主体的に考え、その上で取組、実行、管理する といった内容を含んだ活動をしている。
- □生活全般について、日常的に話し合う機会を確保し、生活改善に向けての取組を行っている。
- 口こどもの発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得に向けた支援を行っている。

(1)目的

○本評価基準では、こども自身が自らの生活を主体的に考え、実際に営むことができるよう発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得を含めた施設としての支援、取組の状況を評価します。

(2)趣旨·解説

- ○こどもが生活の主体であることを確認し、その生活についてこどもの意見を聞くこと やこども同士が話し合う機会を定期的に設けることが必要です。また、行事の企画や 運営に参加するなどこども一人ひとりが生活の主体者であることを意識できるよう な取組が求められます。
- ○こどもから出された施設での生活に関する意見等は、施設の機能等を踏まえて対応 できるもの、できないものがあるものの、十分な検討とていねいな対応が必要です。
- ○また、こども一人ひとりが自らの生活における課題を主体的に考え、自主的に営んで いくことができるような施設の支援・取組を評価します。
- ○こどもが自立した生活をめざして自己の成長や問題解決力を高めるためには、日々 の生活において多様な経験を積むための機会を確保するとともに、つまずきや失敗 を受け止め、こどもとともに解決していこうとする職員の姿勢も大切です。
- ○こどもは、日常生活で直面する困難な問題を解決していく過程で生じた苦悩、葛藤、 熟考、理解、判断などによって、知性、道徳性、情緒などを育んでいきます。
- ○あわせて、こどもの自立した生活に向けては、生活習慣(食事、睡眠、排泄、掃除等)・ 生活技術(防犯、金銭管理等)を身につけることが必要であり、その支援のあり様はこ ども一人ひとりの発達段階等によって大きく異なるため、きめ細かな対応が求められ ます。
- ○こどもによっては、自身の出生や生い立ち、家族の状況について知らせることが必要になる場合もあり、その際にはそのこどもの発達段階に応じて適切に知らせることが 大切です。

- ○こどもを権利の主体として位置づけ、常にその最善の利益に配慮した支援が行われているか確認します。
- ○施設が行う支援・取組が、こどもが健全で自主的な生活を営むことをめざし、発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得とともに、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的として行われているか確認します。
- ○なお、本評価基準では施設での集団生活にかかわる支援の状況と、こども一人ひとり に着目した支援の双方を評価しますが、こども一人ひとりに対する支援等については 自立支援計画との関係で評価します。

A-1-(4)支援の継続性とアフターケア

A⑥ A-1-(4)-① こどもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っ <u>ている。</u>

【判断基準】

- a)こどもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。
- b)こどもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っているが十分で はない。
- c)退所後の継続的な支援は行っていない。

評

価の着眼点
□退所したこどもの自立のための通所支援を積極的に実施している。
□定期的かつ必要に応じて訪問による支援を実施している。
□退所したこどもの来所を温かく受け入れ、自立を励まし、支援する取組を行っている。必要な場合は短期間の宿泊による支援を実施している。
□退所したこどもの自立のための通所による支援を実施するうえでの課題や条件整備 について前向きに検討している。
□アフターケアは施設の業務であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝えている。
□退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備している。
□必要に応じて、児童相談所と協議の上、市町村の担当課と情報共有し、地域の関係機関、団体等と積極的な連携を図っている。

(1)目的

○本評価基準では、退所後にこどもが安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などによる支援の実施状況を評価します。

(2)趣旨·解説

- ○退所したこどもの自立の支援等のためのアフターケアは、施設の業務であり、退所後 何年たっても行っていくことになっています。
- ○施設は、退所後のアフターケア支援計画に基づいて定期的な通信、訪問、通所等を行い、こどもが困っていることや家庭の様子を把握することが必要です。
- ○保護者等からの支援が受けにくいこどもや、無理な自立を強いられるこどもが多い のが現状です。施設は精神的にも拠り所となるような機能を準備することが望まれま す。
- ○また、こどもが困り感を訴えることがない場合でも、退所先の学校や就労先と連絡を 取り合い、状況を確認するなどの支援を行うことが重要です。
- ○令和4年児童福祉法改正により、児童自立生活援助事業の対象者の年齢要件等が緩和され、都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施が可能になりました。これにより、施設退所者等が満20歳以降もこの事業を活用して同じ施設を利用し続けることが可能になりました。このような事業も活用できます。
- ○令和4年児童福祉法改正により、施設退所者等や自立支援を必要とする者に対し生活・就労・自立に関する相談等の機会や対象者の相互交流の場を提供する社会的養護自立支援拠点事業が都道府県等の事業として整備されました。自立支援を必要とする退所者等のために、このような事業を紹介するなどの取組が求められます。

- ○施設内外でのアフターケアに関する具体的な実施状況について確認します。
- ○退所後も施設としてこどもが相談できる窓口を設置するなど、家族やこどもからの相 談にいつでも応じられる体制が整っているかを確認します。

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本

<u>A⑦ A−2−(1)−① こどもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを</u> 行っている。

【判断基準】

- a)こどもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。
- b)こどもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っているが、十分 ではない。
- c)こどもと職員の信頼関係が十分構築されておらず、家庭的・福祉的アプローチも十 分ではない。

- □職員は、こどもたちが日常生活の中で「大切にされる体験」を積み重ね、信頼関係や 自己肯定感を取り戻すことができるように支援している。
- 口こどもに安心・安全な生活を提供して不安の解消を図るとともに、こどもの良さ、強 み、潜在的な可能性を見つけるなど、こどもに対する受容的・支持的かかわりを心が けている。
- 口こどもたちがお互いにその人格を尊重し、お互いの長所を認め合い、助け合うことの できる良質な集団づくりを行うなど、集団生活の安定性を確保するための取組がな されている。
- □一人ひとりのこどもと良好な関係が持てるよう、職員とこどもが個別的にふれあう時間を確保したり、施設全体の行事とは別に小集団での行事等をこどもと計画を立て 実施するなどの工夫がなされている。
- □こどもの集団生活の状況に応じて、臨機応変に生活の内容を変えて対応している。

(1)目的

○本評価基準では、児童自立支援施設における支援基盤というべき、こどもと職員との 信頼関係の構築に向けたかかわりや、集団生活の安定性の確保の取組と支援の基本 的なあり方としての家庭的・福祉的アプローチの取組について評価します。

(2)趣旨·解説

- ○施設における支援は、こどもの基本的信頼感を構築することが不可欠であり、そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的かかわり、真摯に向き合うことが求められます。
- ○また、生活の中でこどもが安心感を得ることのできる雰囲気が施設から醸し出され、 一人ひとりが大切にされていると感じる状況となっていること、こどもにとっての安 心で安全な居場所となっていることが大切です。
- ○児童自立支援施設の特徴として、集団生活の安定性を確保した支援が重要となります。その支援基盤にたって、職員とこどもの信頼関係のもとにこどもが自立する力を育むために、こどもが愛され大切にされているという家庭的・福祉的アプローチが重要です。
- ○なお、施設においては、こども同士の相互の影響力が非常に大きく作用することが多く見られることにも着目します。

- ○個々のこどもとの信頼関係の構築と理解のために寄り添い、向かい合う姿勢が持たれていることを、寮日誌、面接記録、自立支援計画等で確認します。
- ○自身が大切にされ、権利を認められている存在であることをきちんと伝えているかイ ンテークの手順や権利ノートの周知等で確認します。
- ○継続的なかかわりへの配慮については、支援形態によって差が生じやすいことも考慮します。
- ○家庭的雰囲気を醸し出すために、暖かな生活環境の提供に努めていることを間取り、 家具、什器の準備や配置などについて確認します。
- ○行事の実施状況などについては年間行事予定、行事計画、実施報告書、記録(写真、 動画)で確認します。
- ○こどもの生育歴や養育環境などの理解に基づき、ニーズに応じた「育て直し」に取り組んでいることをケースカンファレンス記録、支援会議録、自立支援計画、寮日誌等で確認します。

<u>A⑧ A−2−(1)−② こどもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。</u>

【判断基準】

- a)こどもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。
- b)こどもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てているが、十分では ない。
- c)こどもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる取組を行っていない。

- □施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとを理解できるようこどもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。
- □施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて 変更している。また、こどもたちにわかりやすく具体的に文書等で示している。
- □普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。
- □地域社会への参加等を通じて、社会的ルールを習得する機会を設けている。
- □こどもが個々のニーズに応じて主体的に余暇活動などを行い、それを通して、協調性 や社会性を養うように支援している。

(1)目的

○本評価基準は、こどもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるため の支援について、職員の態度やこどもとのかかわり方のほか、施設のルールづくりへ のこどもの参画等、具体的な取組を通して評価します。

(2)趣旨·解説

- ○これまでの生活文化を振り返り、新たな内容の獲得や修正、維持できるような生活が 営まれることも大切です。
- ○他者の存在や自分と異なる考えのあることを認めて、互いに協力し合う関係を構築 し、他者への配慮等が体得できる機会が保障されていることが求められます。
- ○こどもにとって今後の生活の規範となる各種のルールや態度等について学ぶ機会が 確保されていることが大切です。
- ○施設特有のルールから社会のルールに順応していくプロセスが用意されていることが必要です。

- ○社会参加や体験学習などで社会的ルールを学ぶ機会が用意されていることを、年間 行事予定表、行事実施要領、実施報告書などで確認します。
- ○施設で守るべきルールが明文化され、提示されていることを確認します。
- ○社会ルールの体得のためのリービングケアが行われている。そのためのSSTの実施 計画や実施報告書などで確認します。
- ○協調性を養うための集団活動が行われていることを、寮日誌、クラス活動などで確認 します。

<u>A⑨ A−2−(1)−③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。</u>

【判断基準】

- a)自分の行った加害行為を振り返り、向き合うための支援をしている。
- b)自分の行った加害行為を振り返り、向き合うための支援をしているが、十分ではない。
- c)自分の行った加害行為を振り返り、向き合うための支援をしていない。

- □加害行為を行ったこどもが自分の行為を振り返り、きちんと向き合うための支援を行っている。
- □振り返る際、行動上の問題が発生した要因等について自己理解を深め、その軌道修正 をはかることができるよう支援している。
- □この取組を通して成長できたという成長感や自己肯定感などを育成できるように支援している。
- □入所後の行動上の問題への対応について、職員間でケース会議を行い、検証を行っている。

(1)目的

○本評価基準では、こどもが入所前に行った暴力・加害行為などにより被害を受けた人に対する影響や自分自身に対する影響、あるいは、社会に対する影響や責任について考えさせ、こどもの人間性の回復に向けての取組について評価します。

(2)趣旨·解説

- ○自らの不適切な行為によって被害を受けた人の存在を知り、その影響を理解する取組を進めること、被害者に対する責任について学ぶ機会を作ることが必要です。
- ○加害の状況について振り返りを行い、自らの心の動きを認識することによって、問題 の再発回避に向けた取組を行う必要があります。
- ○施設は、こどもの行動上の問題の発生を抑制しすぎることなく、あえて小さな行動上の問題が発生することも想定し、その際には大きな問題に至らないように早期発見・早期対応による適切な支援を行うことも大切です。それを通して、こども自身がその問題の原因や背景について検討し、自己認識を深め、自己責任感などを育てます。

- ○加害行為を行ったこどものなかには、虐待等不適切な養育を受けたこどももおり、一 人ひとりのこどもに応じた支援が行われていることを確認します。
- ○自らの行為で被害を受けた者の存在を理解し、その責任に加えて、社会的責任について考える機会が用意されているかについて自立支援計画や個別日課プラン、面接記録や寮日誌等で確認します。
- ○行動上の問題発生のメカニズムについて個別に検討していることをケース会議録、自立支援計画、ケースカンファレンス記録等で確認します。
- ○個別対応の時間を確保し、信頼関係の形成や家族関係の調整などに充て、自己肯定 感の体得に努めていることを面接記録や寮日誌で確認します。

A-2-(2)食生活

A⑩ A−2−(2)−① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分 な配慮を行っている。

【判断基準】

- a)食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行ってい る。
- b)食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮を行っているが、十 分ではない。
- c)食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫していない。

評価の着眼点

口こどもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身に着 けることができるよう食育を推進し、団らんの場として明るく楽しい雰囲気の中で食 事ができるよう工夫している。 □温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。 口こどもの個人差(年齢、障害等)やこどもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事 を提供している。 □食に関する課題のあるこどもへの具体的な取組を行っている。 口陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事を美味し く食べられるように工夫している。 口定例的にこどもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、好き嫌いをなくす工 夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。 口こどもの発達段階や課題に応じて食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や 簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。

(1)目的

○本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組に加え、こどもの生活時間に合わせた食事の時間の設定、食生活へのこどもの参加、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。

(2) 趣旨·解説

- ○施設としての食育に関する基本的な考え方を確かめます。
- ○栄養に配慮されたおいしい食事をゆったりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができるような環境づくりがなされているかを、聞き取りなどから確認します。
- ○食事は、こどもの健やかな成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりのこどもに配慮することが大切です。
- ○従来、食事はこどもの身体づくりの面が重視されてきましたが、こどもの心を育てる上でも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。
- ○食事の時間は、こどもの基本的生活習慣の確立につながるよう設定されるとともに、 食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定される必要があります。
- ○調理器具や台所用品などが適切に利用でき、調理体験の機会が確保されていること が大切です。
- ○季節の料理、郷土料理、伝統料理などに接し食文化の継承を考えていく必要があります。
- ○偏食への支援は、あせらず、ゆったりとした信頼関係の中で、少しずつ改善していくことが大切です。その背景には、苦痛な体験のある場合等もあり、無理に食べさせようとするのではなく、職員がおいしそうに食べたり、嫌いな物の姿が見えないようにする工夫なども必要になります。

- ○食事に関する支援の際に、明るく楽しい食事の雰囲気を壊さない配慮がなされているか聞き取りなどから確認します。
- ○一覧表やファイルを作成するなど、個々のこどものアレルギーがすぐ分かるようになっているかを確認します。
- ○こどもの発達段階や課題を把握したうえで習得するべき食習慣を決め、それが習得できるように支援しているか聞き取りなどから確認します。
- ○日課として、寮でこどもたちが調理する機会があるか「寮日誌」等の記録で確認する。 また、調理実習や教科での調理などについては授業計画や実施要項等で確認します。
- ○食に関して課題のあるこどもへの支援について、記録などから確認します。
- ○施設外への通学や職場実習などで帰宅が遅れるなどの時、定例の食事時間以外でも 適温で食事を提供するための設備が用意されているか確認します。

A-2-(3) 日常生活等の支援

A① A−2−(3)−① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を 習得できるよう支援している。

【判断基準】

- a)衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。
- b)衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。
- c)衣服に配慮を欠いたものがある。

□常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。
□年齢に応じて、TPOに合わせた服装ができるよう配慮している。
□毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保されている。
□生活場面や活動場面に応じて着替えることのできる衣類を提供している。
□気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣の 習得を支援している。
□破れやほつれなどの修繕が迅速に行われている。
□衣服は、ほつれ、ほころび、穴等、また汚れが無いものが着用されている。
□ボタン付けや簡単の修繕ができるように支援している。
□用途や体に応じた靴を提供し、清潔な靴を大切に使う習慣を身につけられるよう支援している。

(1)目的

○本評価基準では、衣生活の支援について施設の取組を評価します。

(2)趣旨·解説

○気候や生活場面に柔軟に対応し、清潔な衣類が用意されているとともに、状況に応じて適切な衣服の選択ができること、着替えや衣類の整理、保管等の衣習慣が獲得できるよう支援をすることが求められます。

(3)評価の留意点

○適切な衣類の提供だけでなく、TPO に合わせた服装や衣替えの習慣など、こども達が衣習慣を習得できるよう支援していることを確認します。

A② A-2-(3)-② 居室等施設全体が、こどもの居場所となるように、安全性、快適 さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。

【判断基準】

- a)居室等施設全体が、こどもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなど に配慮したものになっている。
- b)居室等施設全体が、こどもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなど に配慮されているが、十分ではない。
- c)居室等施設全体が、こどもの居場所となるように、安全性、や快適さ、あたたかさな どに配慮していない。

□建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、こどもを取り巻く住環境から、 そこにくらすこどもが大切にされているというメッセージを感じられるようにしてい る。
口こどもが私物を収納できるよう、個々にロッカー、タンス等を整備している。
□日常的な清掃や大掃除を行い、軽度な修繕を迅速に行っている。
□居場所となるように家庭的な環境としてくつろげる空間などを確保するように努めている。
□必要に応じて入浴やシャワーが利用できるようになっている。
□中学生以上は個室が望ましいが、こどもの状況に応じて配慮を行っている。
□疾病時などに静養できる個室や特別な部屋等を確保している。
□着替えなどプライバシーを守れる環境を整備している。
□TV、DVD、音楽プレイヤー、楽器や本などこどもが楽しめる環境を整えている。
□こどもが安心して十分に睡眠がとれるように配慮している。

(1)目的

○本評価基準では、居室等施設全体が生活の場としてこどもにとっての安心・安全性、 快適さ、あたたかさなどに配慮したものになっているかどうか、施設の工夫や取組を 評価します。

(2)趣旨·解説

○こどもにとって施設は、生活の全てであるという認識のもと、環境を整えることが必要です。何を設置しているかいないのかで評価するのではなく、何のためにそれがあり、こどもが安心して生活できる環境のために必要であるかどうかで判断をする必要があります。

- ○こどもの成長発達と権利擁護に配慮された生活の場である建物や設備となっている かを確認します。
- ○こどもたちのプライバシーが守られる工夫がなされ、居住スペースにプライベートゾーンとパブリックゾーンの棲み分けが出来ているか確認します。

A⑬ A−2−(3)−③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。

【判断基準】

- a)スポーツ活動や文化活動による心身の育成とともに、達成感を通して自己肯定感の 向上を図れるように積極的に支援している。
- b)スポーツ活動や文化活動による心身の育成とともに、達成感を通して自己肯定感の 向上を図れるように支援しているが十分ではない。
- c)スポーツ活動や文化活動による心身の育成とともに、自己肯定感の向上を図れるような支援を行っていない。

- □スポーツ活動(クラブ活動)は、身体能力を育てるだけではなく、責任感、協調性を身につけ、自己肯定感を醸成する機会として実施している。
- □文化活動は、こどもの持っている興味・関心を引き出し、こどもの個性を伸ばすだけ でなく、豊かな人間性と社会性を育む機会として実施している。
- □こどもの興味、好みを可能な範囲で取り入れ、体制を整えて支援している。
- □こどもの発達段階に応じた内容が取り入れられ、こどもが達成感を得られやすい目標 設定で支援している。
- □ルールを尊重するとともに、こども間の協力やチームワークなど、こどもの社会性の 発達を支援している。
- □こどもが自主性や自発性を持った活動を行い、最後までやり通せるように支援している。

(1)目的

○本評価基準では、スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、達成 感を通して自己肯定感の向上を図るための支援の状況を評価します。

(2)趣旨·解説

- ○スポーツ活動や文化活動を通して、心身の育成を図るとともに、責任感、達成感、自 律性などを育み、活動の中で協調性、社会性を身につける機会として実施されている ことが重要です。
- ○学習面で力が発揮できにくいこどもであっても、スポーツ活動や文化活動を通じて優れた能力を発揮することで、自尊心や、自己肯定感を高めるきっかけとなります。
- ○さらに、スポーツ活動や文化活動を通じて、余暇の過ごし方や趣味の発見の機会を得ることで、精神の安定や自己コントロールのための方法を身に付ける一助となります。

- ○スポーツ活動、文化活動の実施にあたって、それぞれの目的、実施内容や実施結果等 を実施要領、実施後の反省をまとめた記録等で確認します。
- ○スポーツ活動や文化活動を通して、こどもたちが、どのような力をつけることができ たのか、達成感を感じることができたのか、実施後の反省のまとめ、育成記録等で確 認します。

A-2-(4) 健康管理

A個 A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を 管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

【判断基準】

- a)一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適 切に対応している。
- b) 一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応している が、十分ではない。
- c)一人ひとりのこどもに対する心身の健康管理が行われていない。

評

価の着眼点
口健康上特別な配慮を要するこどもについては、医療機関と連携して、服薬や薬歴のチェック等を行い、日頃から注意深く観察している。
□感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じるよう努めている。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。
□職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。
□受診や服薬が必要な場合、こどもがその必要性を理解できるよう、説明している。
口こどもの心身の異常の訴えに適切な対処を行っている。
□インフルエンザの予防接種など接種できるように配慮している。
□保健師や養護教諭(分校等)と連携をとっている。配置のない場合は配置に努めている。
□定期的な健康チェックを実施するなど、こどもの健康状態・発達状態の把握や健康管理に努めている。

(1)目的

○本評価基準では、こどもの健康管理について定期的な健康診断など日常的な医療機関との連携や、こどもの健康状態の把握状況とともに、必要時の対応方法等について評価します。

(2)趣旨·解説

- ○こどもの健康を維持していくためには、定期的な健康診断や医療機関との連携は不可欠です。また、日常的に職員がこどもの健康状態や発達状況を把握していることが必要です。
- ○近年、発達障がい等を有するこどもの入所が増加していることから、支援のあり方に ついて医療機関等と連携し行動特性や服薬の管理などについて情報を共有すること が必要です。

- ○嘱託医等への診察状況や、通院の回数、内容等を確認します。
- ○感染症対応マニュアル等の整備や服薬の管理や方法が適切に行われているか確認し ます。
- ○また、医療機関のほか、こどもの障害特性等に応じた療育支援を行う機関等との連携 も考えられます。

<u>A⑤</u> A−2−(4)−② 身体の健康(清潔、病気等)や安全について自己管理ができるよ う支援している。

【判断基準】

- a)身体の健康や安全について自己管理ができるよう支援している。
- b)身体の健康や安全について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c)身体の健康や安全について自己管理ができるような支援をしていない。

- □医療機関との連携による取組を通して、こども自身が身体の健康や安全を自己管理できるよう支援している。
 □常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握している。
 □うがいや手洗いの習慣を養うように支援している。
 □洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、つめ切り等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう支援している。
 □寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう支援している。
 □定例的に理美容をしている。
 □こどもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。
- □軽いケガや疾病などの処置ができるような体制を整備している。
- □基本的な疾病やケガに関する知識や対処方法を学ぶ機会を設けている。
- □施設内における危険箇所を把握し、職員、こどもに注意喚起が行われている。

(1)目的

○本評価基準では、発達段階に応じてこども自らが身体の健康や安全に関する自己管理を行うことができるよう施設が行う支援について評価します。

(2)趣旨·解説

- ○身体の健康は、こどもの健全な発達の基本となります。
- ○こどもの発達段階に応じ、健康や清潔、安全に対する自己管理や基本的生活習慣を 身に付けることができるよう支援する工夫が必要です。

(3)評価の留意点

○SST講座などで健康などに関するテーマを取り上げているかどうか確認します。

A-2-(5) 性に関する教育

A⑥ A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。

【判断基準】

- a)性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- b)性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c)性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価の着眼点

換している。

□年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。
 □性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に答えている。
 □年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を理解する機会を設けている。
 □児童自立支援施設に相応しい性教育についての職員の学習会を実施している。
 □必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員やこどもに対して実施している。
 □日頃から職員の間で児童自立支援施設に相応しい性教育のあり方等について意見交

(1)目的

○本評価基準では、こどもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。

(2)趣旨·解説

- ○児童自立支援施設に入所するこどもの中には、性についての逸脱行動をとった経験 のあるこども、性被害にあったこども、性犯罪を行ったこどもなど、性に関する課題 への支援のあり方について特別な配慮と対応が求められるこどもがいます。
- ○そのため、日頃から職員の間で児童自立支援施設に相応しい性に関する課題への支援のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要となります。

- ○児童自立支援施設における性教育としては、自立と共生の力を育てることを基本的 な考え方として年齢、発達段階に応じて性についての正しい知識、関心が持てるよう 支援していることを確認します。
- ○人として生きていくために必要な人間の体と心の全体についてこどもが学習できる よう具体的に対応していることを確認します。

A-2-(6) 行動上の問題に対しての対応

<u>A⑰ A−2−(6)−① 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。</u>

【判断基準】

- a)こども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。
- b)こども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分でなない。
- c)こども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組を行っていない。

计MOV自成点
□人権に対するこどもの意識を育むよう支援をしている。
□問題の発生予防のために、施設内の密室・死角等の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。
□課題を持ったこども、入所間もないこどもの場合は観察を密にし、個別支援を行っている。
□こども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員 が適切な対応ができるような体制になっている。
□こども間の性的加害・被害の発生予防に努め、発生した場合においても適切に対応している。
□職員では暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所等の協力を得ながら対応している。
□暴力防止プログラムの活用など、こどもに対して暴力防止に向けた支援を展開している。
□施設内での重要なルールとして「暴力防止」を掲げ、日頃から他者の権利を守ること の大切さをこどもと話し合う機会を持っている。
□生活グループの構成や部屋割りなどには、こども同士の関係性に配慮している。
□暴力やいじめについての対応マニュアルを作成している。
□こどもの遊びにも職員が積極的に関与するなどしてこども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入している。

(1)目的

○本評価基準は、施設内におけるこども間のいじめや暴力等の防止と、万が一発生した 場合の対応策について施設の取組を評価します。

(2)趣旨·解説

- ○暴力やいじめ、差別に対しては、重大な人権侵害であり許されない行為であることを こどもたちに理解させ、人権に対する意識を育むよう支援を行うことが必要です。
- ○そのためには職員が日頃から他者を慈しむ雰囲気を醸し出すことに努めるとともに、 こども間の力関係等について把握にしておくことが必要です。
- ○他のこども、特に弱いこどもに対する暴力、いじめ、差別などは、他人の人格に対する 重大な侵害として、人間として絶対に行ってはならない行為であり、こうした行為を 見逃さないということが大切です。
- ○また、こども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や 施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことが求められます。

(3)評価の留意点

○施設内でこども間の暴力(性的加害・被害を含む)やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底するための取組を確認します。

A⑱ A−2−(6)−② こどもの行動上の問題に適切に対応している。

【判断基準】

- a)こどもに行動上の問題があった場合には、関係のあるこどもも含めて適切に対応し ている。
- b)こどもに行動上の問題があった場合には、関係のあるこどもも含めて対応している が、十分ではない。
- c)こどもに行動上の問題があった場合に、関係のあるこどもも含めて対応をしていな

評

V · 0
価の着眼点
□行動上の問題のあるこどもについて、こどもの特性等あらかじめ職員間で情報を共 有化し、連携して対応できるようにしている。
□緊急事態に対する対応マニュアル等を作成し、組織的な対応を行っている。
□施設が、こどもにとっての癒しの場になるよう配慮している。
□行動上の問題のあるこどもについては、問題となる行動を観察・記録するとともにこ ども本人からの訴えを傾聴し、発生の要因やメカニズムなどについてこどもと共に分 析して、こどもに説明をしている。
□職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な支援技術を習得できるようにしている。
□他のこどもの安全、安心な生活を破壊し、施設の生活を成り立たせなくする暴力行為 等に対し、施設全体で対応する仕組みを設け、周囲のこどもの安全を図る配慮をして いる。
□集積したこどもの行動上の問題に対して、多角的に検証して原因を分析したうえで適切に対応し、また、記録にとどめ、以後の対応に役立てている。
□児童相談所、警察機関などの関係機関と日常的に連絡を取るなど、緊急事態への対応が円滑に進むよう対策を図る。
□関係機関を含めてケースカンファレンスを実施し、その対応策などについて検証して いる。
□影響を受けたこどもへの配慮ある支援を行っている。

(1)目的

○本評価基準では、こどもに暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題があった場合の対応や日常的な対応について本人および関係のあるこどもを含めた取組について評価します。

(2)趣旨·解説

- ○こどもたちが起こす様々な行動の問題を必要最小限にとどめるためには、まず施設がこどもにとって癒しの場になるような配慮が必要です。その中で起こってくる行動上の問題に対しては、こどもからの必死なサインであるという認識の下、こどもの訴えたいことを受け止めるとともに、多角的に検証して原因を分析した上で適切に対応し、記録にとどめ、以後の対応に役立てることが重要です。
- ○行動上の問題のあるこどもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有し、 連携して対応できるようにすることや、必要に応じて児童相談所、専門医療機関等と も情報交換を行うなど日常的な対応が求められます。

- ○こどもの行動上の問題により、影響を受けたこどもや生活環境についての対応(生活 秩序の回復、こども間の関係修復、生活環境の立て直しなど)を評価します。
- ○パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合に、タイムアウトを行うなどして、こど もの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲のこどもの安全を図っているかどうか を確認します。

A-2-(7) 心理的ケア

A⑩ A-2-(7)-① 必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。

【判断基準】

- a)必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。
- b)必要なこどもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
- c)必要なこどもに対して心理的な支援を行っていない。

評価の着眼点

- □心理的なケアを必要とするこどもには、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理的な支援プログラムが策定されている。
 □心理的なケアが必要なこどもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。
 □こどものニーズに応じて、有効なプログラムを柔軟に組み合わせたり修正したりして、心理的な支援プログラムを作成している。
 □心理的な支援プログラムにおいて個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的な支援が実施されている。
 □日常生活の中で、心理的な支援が行える体制ができている。
 □必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
- □定期的かつ必要に応じて心理検査などを行い、ケースカンファレンスを通じて、ケア 効果について評価し、見直しを行いながら、継続的に心理的な支援を実施している。

口こども個々に心理的ケアの担当者を決め、定期的に心理的な支援を実施している。

□良質な生活環境づくりを行い、施設での生活そのものが心理的ケアとなるような生 活環境の提供に努めている。

(1)目的

○本評価基準では、被虐待児など心理的なケアが必要なこどもに対する心理的な支援について、自立支援計画に基づく個々のこどものニーズに対応した心理的な支援プログラムの策定とそのプログラムによる心理的支援の実施状況等について評価します。

(2)趣旨·解説

- ○心理的なケアを必要とするこどもに対しては、こどもや保護者等への説明と同意の下、それぞれの発達段階や自立支援計画に基づき個別的に柔軟な心理的ケアが実施されることが必要です。
- ○また、心理的ケアだけが独自になされるわけではないので、心理療法担当職員や嘱託 医の面接等から作成された心理支援のプログラムや生活の支援のポイントなどを施 設内で共有することが重要です。

(3)評価の留意点

○心理療法担当職員や嘱託医が施設の生活を担当する職員等と十分な連携や協働ができ、施設全体として支援に活かされている体制ができているかヒアリングや記録等で確認します。

A-2-(8) 学校教育、学習支援等

<u>A② A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもとこどもに学校教育を保障してい</u>る。

【判断基準】

- a)生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて行われている。
- b)生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて行われているが、十分 ではない。
- c)生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて行われていない。

評価の着眼点

□日々のこどもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保されている。
 □原籍校と連携を図り、こどもが不利益をこうむらないように、学習進路等の支援を行っている。
 □施設と学校が個々のこどもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。
 □学校で生じた行動上の問題に対しては、学校と協力して対応している。
 □学校との協議に基づき、こどもの個々の学習計画を立て、それに応じて支援し、計画の見直しを行っている。
 □施設はこどもにとって学校で認められ、活躍できる居場所となるように支援を行っている。
 □個別ケース会議には、原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。

□家庭復帰を目指す場合は、退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。

(1)目的

○本評価基準では、個々のこどもに対する生活支援、学習支援、進路支援について、学校との連携及び相互協力に基づいて学校教育を保障している状況を評価します。

(2)趣旨·解説

- ○学校と施設それぞれの専門性を発揮しつつ、互いに重り、連携する支援体制を築いて、こどもが認められ活躍できる居場所となるように支援を行うことが重要です。
- ○平成9年の児童福祉法改正により、児童自立支援施設は、学校教育を導入することが 義務付けられました。各自治体により実施方法の詳細には違いがありますが、こども にとって施設生活が、最善の利益となるように学習環境を整えることが重要です。ま た、導入されていない場合には、よりよい実施方法を探りつつ導入に向けて取り組む ことが求められます。

- ○個々のこどもに応じた学習支援計画を連携して実施していることを評価します。
- ○具体的な連携システムの構築状況を確認します。
- ○学校教育が実施されていない場合は「c」評価としますが、実施されていない場合においても、学校教育の実施に向けた取組が行われているか、原籍校との連携や施設における教育内容の充実など、施設内での教育内容がこどもの最善の利益を目指したものであるかを確認します。

A② A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a)学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。
- b)学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っているが十分ではない。
- c)学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

- □忘れ物や宿題の未提出が無いよう支援している。
 □辞書・参考書等学習に必要な書籍を用意している。
 □静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、中学生、高校生、受験生のための環境づくりなどの配慮をしている。
 □年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくよう支援している。
 □学校教師と十分な連携をとり、常にこども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。
 □学習ボランティアや学習塾など社会資源を活用して学習支援をしている。
- □就業に結びつく資格取得や検定を受ける機会を設けている。

(1)目的

○本評価基準は、施設における学習環境の整備と学習支援について具体的な施設の取組を評価します。

(2)趣旨·解説

- ○児童自立支援施設には、こどもの学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に 対するこどもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが 求められます。
- ○学習に課題を抱えたこどもたち一人ひとりの教育について、学校と施設は連携をとり、そのこどもに応じた学習支援を実施することが求められます。

(3)評価の留意点

○個々のこどもの発達段階、学力の習得状況、障害の有無等により、それぞれに応じた 具体的な取組状況や工夫等がなされているか確認します。 <u>A② A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた</u> 支援に取り組んでいる。

【判断基準】

- a)職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。
- b)職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいるが、十分 ではない。
- c)職場実習や職場体験に取り組んでいない。

口実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
□事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めている。
□各種の資格取得を積極的に奨励している。
□職場実習に対する施設としての取組について、規定を設けるなどして、職員が共通認 識をもって、こどもの自立支援に取り組んでいる。
□こどもが、作物などの育成過程を通して、協働して作業課題を達成する喜びを体験 し、勤労意欲の向上、心身の鍛練を図れるように支援している。
□仲間との共同作業などを通して、人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性などを培うように支援している。
□働く体験を積み重ねることで、根気よく最後まで取り組む姿勢など社会人として自立 するために必要な態度や行動を育てている。
□自然の環境の中での作業体験を通して、情操の育成が図られるように支援している。
口作業カリキュラムが策定されている。
□ソーシャルスキルトレーニングなどを積極的に実施している。

(1)目的

○本評価基準では、職場実習や職場体験等の機会を通した豊かな人間性や職業観の育成への取組を評価します。

(2)趣旨·解説

- ○児童自立支援施設では「働く力を養う」(作業支援)ことに重きを置いてきた歴史があります。仲間との共同作業などを通じて、人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性を養うことが重要です。
- ○また、社会資源を利用した職場体験や職場実習等を積極的に導入し、社会体験を積む 機会を提供することや、計画的なソーシャルスキルトレーニングの実施や、退所生によ る講話等により、自己の職業観を育むことが出来るような取組が求められます。

- ○職場体験や職場実習、ボランティア活動を設定するなど、社会体験の機会を積極的に 提供しているか評価します。
- ○施設内での作業支援については、自然環境等を利用し情操の育成が図られ、根気よく 最後まで取り組む姿勢を獲得することを目的に、計画的に実施されているかどうか を確認します。

A② A−2−(8)−④ 進路を自己決定できるよう支援している。

【判断基準】

a)進路を自己決定できるよう支援している。

□進路支援カリキュラムが策定されている。

- b)進路を自己決定できるよう支援しているが、十分ではない。
- c)進路を自己決定できるような支援はしていない。

評価の着眼点

している。

□進路選択に当たって、必要な資料を収集、多様な選択肢と判断材料を示してこどもと十分に話し合っている。
 □進路選択に当たって、保護者等、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。
 □早い時期から進路について自己決定ができるような相談、支援を行っている。
 □奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。
 □進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応している。
 □中卒児・高校中退児に対して、施設入所を継続し、こどものニーズに応じた社会経験を積めるように配慮し、進路支援をしている。
 □高校卒業予定のこどもが入所している場合、進路支援をしている。

□退所後に不安定な生活が予想される場合は、積極的に措置延長を利用し、進学ある いは就職したこどもや継続して自立支援を必要とするこどもに対しての支援を継続

(1)目的

- ○本評価基準では、学校を卒業するこどもの「最善の利益」にかなった進路の自己決定 に向けた支援について具体的な取組を評価します。
- ○あわせて、進路決定後のフォローアップや失敗した場合の対応、あるいは進路変更等 についても対応を評価します。

(2)趣旨·解説

- ○進路選択というこどもの人生においてとりわけ重大な事柄について、最善の利益にかなった自己決定をしていくためには、保護者等、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、こどもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった支援が求められます。
- ○児童自立支援施設に措置されたこどもは「行動上の問題」に目を向けられがちで、不 利益な扱いを受けることがないとは言えません。また、こども自身にも自己肯定感が 低い傾向があり、進路選択については慎重な支援が求められます。

- ○こどもの最善の利益にかなった自己決定を実現するための十分な情報提供がなされ ているか確認します。
- ○特に、進路の選択肢となる進学先・就職先の情報については、オープンキャンパス等 への体験入学への参加やハローワークの活用など、具体的に情報提供する取組を確 認します。

A-2-(9) 親子関係の再構築支援等

要に応じて見直している。

A図 A−2−(9)−① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a)親子関係の再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b)親子関係の再構築等のため、家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c)親子関係の再構築等のため、家族への支援に取り組んでいない。

- □自立支援計画には、アセスメントに基づく家族支援の計画が記載されている。 □家族支援の計画は、保護者や児童相談所などの関係機関等と協議して策定され、必
- □親子の関係改善を目的に、日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を家族 に随時知らせたり、施設行事などへの参加を積極的に促し、その際、受容的なかかわ りを心掛けて、信頼関係を築くようにしている。
- □面会、外出、一時帰宅は、こどもと保護者等との協議によって目標を立て、必要に応じて児童相談所とも連携して実施している。
- □こどもや保護者等の安定した関係に配慮し、保護者等の養育力の向上に資するよう 支援している。
- □家族の抱える課題に対して、児童相談所と連携しながら、または独自に、保護者等と 定期的に面接やカウンセリングあるいは家族支援プログラムを行うなど、具体的な支援を行っている。

(1)目的

○本評価基準では、親子関係再構築等のために、施設が家族との信頼関係づくりに取り 組み、家族からの相談に応じる体制を確立するとともに、家族への支援に積極的に取り組んでいるか評価します。

(2)趣旨·解説

- ○アセスメントに基づいて、親子関係の再構築支援等に向けた具体的な目標と支援内容(家族支援の計画)が自立支援計画に記載、実施されていることが必要です。
- ○また、家族支援の計画が保護者や児童相談所などの関係機関等と協議のもとで策定 され、必要に応じた見直しが行われることも大切です。
- ○家族への支援の過程では、日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を家族 に随時知らせたり、施設行事などへの参加を積極的に促し、その際、受容的なかかわ りを心掛けて、信頼関係を築くことが基本となります。
- ○支援の一環として行う面会、外出、一時帰宅は、こどもと保護者等との協議によって 目標を立て、必要に応じて児童相談所とも連携して実施します。また、事後には面接 を実施し、家族からのその時の様子を聞くなどして、家族関係を把握してその後の支 援につなげていきます。
- ○家族からこどもへの交流が途絶えた場合、施設やこどもから手紙や電話で働きかけ をしたり、家庭訪問や親との面接などを通じ、家族への働きかけを行い、親子関係の 継続や修復に努めている。
- ○家族との関係調整では、必要に応じて児童相談所等と家族の状況や入所後の経過に ついて、情報を共有し、被虐待児をはじめ家庭内で不適切な養育につながるようなリ スク要因を取り除くための手立てなどについての協議や連携を図ることも必要にな ります。
- ○なお、こどもが面会や交流等を希望した際、そのことがこどもにとって不利益になる 場合もあるので児童相談所等との緊密な連携のもとで適切に対応することが求められます。
- ○平成28年の児童福祉法改正では、親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨が明確化され、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第84条3項が準用する45条により児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等を図ることが規定されています。
- ○また、令和4年児童福祉法改正により、親子関係の再構築が必要と認められる児童とその保護者を対象とし、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う親子関係再構築支援事業が都道府県の事業として制度に位置付けられました。このような事業とも連携し、親子関係の再構築に向けた支援を行っていくことが求められます。

- ○アセスメントに基づいて、親子関係の再構築支援等に向けた具体的な目標と支援内 容(家族支援の計画)が自立支援計画に記載されていることを確認します。
- ○家族に対して積極的に信頼関係が構築されるよう働きかけを行っている具体的な取組を確認します。
- ○面会、外出、一時帰宅の際に、施設がこども、保護者等との協議の上で目標を立てて いるかどうか確認します。

○家庭との調整における様々な場面において、児童相談所と協議や協働など連携を図っているか確認します。

A-2-(10) 通所による支援

A⑤ A-2-(10)-① 地域のこどもに対する通所による支援を行っている。

【判断基準】 a)地域のこどもに対する通所による支援を行っている。 b)地域のこどもに対する通所による支援を行っているが、十分ではない。 c)—

- □通所支援に必要な予算・人員等が確保されている(又は、予算・人員等の特別な確保 はないが、既存枠内で対応できている)。
- □通所支援専用の施設設備が整備されている(又は、既存施設の有効活用により対応している)。
- □通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われている。
- □通所支援により、地域のこどもに対して相談支援を行っている。
- □必要に応じて訪問による支援を実施している。

(1)目的

○本評価基準では、地域のこどもへの通所措置による支援および児童自立支援施設の 専門性を活かして自主的に実施する地域のこどもに対する支援の実施状況を評価します。

(2)趣旨·解説

- ○児童福祉法第44条では、児童自立支援施設は「保護者等の下から通わせて、個々の こどもの状況に応じて必要な支援を行い、自立を支援する」ことが規定されていま す。
- ○施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を活かし、通所機能を活用して地域の こどもに対する支援を実施することが望まれます。

- ○本評価基準で対象としている地域のこどもには、地域の子育て家庭のこどもだけではなく、他の施設に入所しているこどもや里親等に委託されているこどもも含まれます。
- ○通所支援に必要な予算・人員等の確保状況、通所支援専用の施設設備が整備されている(又は、既存施設の有効活用により対応している)ことを確認します。
- ○通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われていることを確認します。
- ○通所支援の状況、家庭訪問などについては、通所支援の規定や実施記録などから確認します。
- ○通所によるアフターケアの取組については、A⑥A-1-(4)-①で評価します。
- ○本評価基準は、実際に実施をしている場合を積極的に評価するため作成した基準であるため、実際に実施している場合についてa)又はb)を、実際に実施していない場合は評価外とします。